

令和6年度

住民税申告のお知らせ

申告期間 2月16日(金)から3月15日(金)まで ※土日・祝日を除く**申告会場** 市役所4階 大会議室**受付時間** 午前9時から午後4時まで ※事前予約の実施はありません。

確定申告をされる方は、便利なe-Tax(電子申告)をご利用ください。ご自宅等から、パソコンやスマートフォンで国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナー)にアクセスすれば簡単に申告することができ、大変便利です。

【e-Taxについてのお問い合わせ先】ナビダイヤル(☎0570・01・5901)

申告書の提出を要する方

- 令和6年1月1日現在、小松島市に住所を有する方
- 給与所得者で次に該当する方
 - 勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
 - 給与以外の所得(営業・農業・不動産など)がある方
- 令和5年中に会社等を退職した方
- 所得控除(医療費・社会保険料・寄附金など)の控除を受ける方※各種控除を加えるなどし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要。
- 無収入の方でも所得証明等の証明書が必要となる方や各種行政サービスの提供を受けるため当市での所得確認が必要となる方

申告書の提出を要しない方

- 令和6年1月1日現在、給与または公的年金等の支払いを受けている方で、令和5年中にそれ以外の所得および追加する所得控除(医療費・社会保険料・寄附金など)がない方
 - ※ただし、給与または公的年金の支払先から支払報告書の提出がない場合は申告が必要。
- 税務署やe-Tax(電子申告)で確定申告書(令和5年分)を提出した方もしくは、提出される予定の方

申告の際に必要なもの

※下記の対象となる書類を全て準備して、お越しください。

- 本人確認書類
 - マイナンバーカード(写しをお持ちいただく場合は表面と裏面の写しが必要となります。)
 - マイナンバーカードをお持ちでない場合は、番号確認書類(通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど)と本人確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)のふたつが必要となります。
- 給与所得および公的年金等の所得がある方は令和5年分の源泉徴収票
- 事業所得等(営業等・農業・不動産など)がある方は収支内訳書および令和5年中の収入と経費がわかる帳簿・領収書など
- 令和5年中に支払った社会保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書など(小松島市に納付の社会保険料については、1月中にお送りした納付済額確認書をご利用ください。)
- 医療費控除を受けられる方は、医療費控除の明細書(セルフメディケーション税制の控除を受けられる方はセルフメディケーション税制の明細書)
- 寄附金控除を受けられる方は、寄附金の領収書など
 - ※ふるさと納税でワンストップ特例制度申請者の方も確定申告の際はふるさと納税の領収書が必要となります。
- 確定申告により所得税の還付を受けられる方は、申告者本人の口座情報(口座番号など)

—本市会場で受け付けできない申告—

- 住宅借入金等特別控除(1年目)
- 上場株式等の譲渡・上場配当

その他、「青色申告」、「一般株式等の譲渡」、「土地の譲渡」、「更正の請求」、「先物所得」、「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金(保険年金)」、「雑損控除」等も本市会場で受け付けることができませんので、税務署等で申告してください。

—医療費控除の明細書・収支内訳書は事前に作成が必要です—

医療費控除を申告される方は、「医療費控除の明細書【内訳書】」、事業所得等(営業等、農業、不動産など)がある方は「収支内訳書」が必要です。事前に作成のうえ、申告にお越しください。

※事前に作成が難しい場合は、会場内に医療費・収支作成コーナーを設けていますのでご利用ください。

また、医療費・収支作成コーナーでは、2月16日(金)から29日(木)までの間に来ていただきますと、税理士への相談が可能です。(税理士へ相談できる期間は変更となる可能性があります。ご承知ください。)

問 市税務課 市民税担当 ☎32・3821 / FAX 33・3401

✉shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

《今月は、後期高齢者医療保険料7期分、国民健康保険税・介護保険料8期分の納付月です。》忘れずに納期限内に納めましょう。市税の納付は、确实・安心・便利な口座振替をご利用ください。

2024年(令和6年)2月5日
広報こまつしま

